

公益社団法人長野県栄養士会 役員選任 告示

令和6年（2024年）2月1日

会 員 各 位

公益社団法人長野県栄養士会
役員選任総会決議管理委員会 委員長 宮坂綾子

役員任期満了に伴い、長野県栄養士会定款第21条及び第22条並びに定款施行規則第16条により役員を選任を行います。

1 選任する役員の種類及び数

理事 15名以上 26名以内（会長、副会長、常任理事を含む）

2 立候補及び届出方法

- (1)立候補者の資格 2年以上継続して現に会員である者
(会員とは（公社）長野県栄養士会定款第3章第5条に基づく者）
立候補者は必ず選任決議実施の通常総会（5月25日）に出席しなければならない。
- (2)届出方法 立候補届（様式1）は長野県栄養士会ホームページよりダウンロードして記入し、役員選任総会決議管理委員会宛に郵送で届ける。
- (3)届出期間 令和6年2月8日（木）～令和6年2月22日（木）
（当日消印有効）
- (4)届出宛先 〒380-0836 長野市南県町685-2 長野県食糧会館内
（公社）長野県栄養士会 役員選任総会決議管理委員会

3 選任決議

- (1)実施期日 令和6年5月25日（土）
- (2)実施場所 長野市 長野県農協ビル アクティールホール
- (3)選任の方法 公益社団法人長野県栄養士会通常総会の決議による。
役員選任総会決議にかかる手続規定により、立候補者数が役員数を超えない時でも選任の可否を問う選任決議を行う。
- (4)開 票 総会同日に立会人のもとで開票する。
選任を可とする有効な議決権の行使が当該会員の過半数であった時に、当該候補者を被選任者とする。

（公社）長野県栄養士会 役員選任総会決議管理委員会
TEL 026-235-2308 FAX 026-235-0632
E-mail : eiyou-na@beach.ocn.ne.jp

